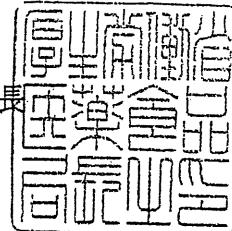




薬食発第0928016号
平成19年 9月28日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬食品局長



「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の一部改正について

高度管理医療機器、管理医療機器又は一般医療機器の区分については、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器」（平成16年厚生労働省告示第298号。以下「クラス分類告示」という。）において定められているところであるが、新たに医療機器が承認されたことから、「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器の一部を改正する件」（平成19年厚生労働省告示第317号。以下「改正告示」という。）が本日付けで公布・施行されたところである。

クラス分類告示における各一般的名称の定義等については、平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」により示したところであるが、改正告示の公布・施行に伴い、同通知の一部を下記のとおり改正するので、御了知の上、貴管下関係業者、団体等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の写しを各地方厚生局長、独立行政法人医薬品医療機器総合機構理事長、日本医療機器産業連合会会长、在日米国商工会議所医療機器・IVD小委員会委員長及び欧州ビジネス協会医療機器委員会委員長あて送付することとし

ていることを申し添える。

記

改正の内容

平成16年7月20日付け薬食発第0720022号厚生労働省医薬食品局長通知「薬事法第二条第五項から第七項までの規定により厚生労働大臣が指定する高度管理医療機器、管理医療機器及び一般医療機器（告示）及び薬事法第二条第八項の規定により厚生労働大臣が指定する特定保守管理医療機器（告示）の施行について」の別添CD-ROMの記録内容の一部を次のように改正する。

脳血栓破碎用バイブルーションカテーテルの項の次に次のように加える。

1067	1067	1067	1067	1067	1067	1067	1067	1067
1067	1067	1067	1067	1067	1067	1067	1067	1067

血管形成術及びグリント留置術の際に、適性物質(血栓及び蛇片)を封じ込め、除去するため使用する
中心導管系血管用のテールシステムをいう。薬剤の挿入はオフリューションバルーンを先端
に有する。本品は單回使用である。

胃十二指腸用ステントの項の次に次のように加える。

1066								
第07 用具	内腔鏡用 器具	45651000 頸動脈用ステント	施張して頸動脈の内側に留まる支持構造で、その開存性を維持するステントという。例えば、ステントはカーテールによって閉塞部を拡張することができる。バーナー、アーテルの施張、又は自己筋膜によりステントは拡張して血管を支持する。カーネルはスクリューを嵌合すると、ステントは永久インプラントとしてその位置に留まる。金属、 polymere 又は他の物質を原材料とする。一定の度の連結チューブ状のものもあれば、チューブ型の定着構造のものもある。		IV B-②	-	-	-

- 平成十九年十月一日以後の日を発行
日とする第七回特別給付金国庫債券
の様式の要項を定める件(同三三二)
○平成十九年十月一日以後の日を発行
日とする第九回特別給付金国庫債券
の様式の要項を定める件(同三三三)
○平成十九年十月一日以後の日を発行
日とする第十四回特別給付金国庫債
券の様式の要項を定める件
(同三三四)
○平成十九年十月一日以後の日を発行
日とする第十六回特別給付金国庫債
券の様式の要項を定める件
(同三三五)
○平成十九年十月一日以後の日を発行
日とする第十七回特別給付金国庫債
券の様式の要項を定める件
(同三三六)
○平成十九年十月一日以後の日を発行
日とする第十九回特別給付金国庫債
券の様式の要項を定める件
(同三三七)
○平成十九年十月一日以後の日を発行
日とする第二十二回特別給付金国庫債
券の様式の要項を定める件
(同三三八)
○平成十九年十月一日以後の日を発行
日とする第二十一回特別給付金国庫債
券の様式の要項を定める件
(同三三九)
○第八回特別弔慰金国庫債券の特別買
上償還に関する要領を定める件の一
部を改正する件(同三四〇)

○第一二十一回特別給付金國庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件の一部を改正する件（同三四一）

○第一二十三回特別給付金國庫債券の特別買上償還に関する要領を定める件の一部を改正する件（同三四一）

○各都道府県共同募金会が平成十九年十月一日から同年十一月三十日までの間に募集する寄附金を寄附金控除の対象となる寄附金又は法人の各事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入する寄附金として承認する件（同三四一）

○外國為替令第二十五條第一項から第五項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件（同三四四）

○金融機関等による顧客等の本人確認等及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律施行令第十七條第一項から第四項までの規定を適用しない財務大臣の権限を指定する件の一部を改正する件（同三四五）

○關稅暫定措置法第八条の四第一項の規定に基づき、特定特恵鉱工業產品等について、輸入額等が限度額等を超えることとなつた特定特恵鉱工業產品等及び月を告示する件

（同三四六）

○公職選舉法第九十三条の規定による國債の買入消却に関する件

（同三四七）

○國債証券買入銷却法第一条の規定による國債の買入消却に関する件

（同三四八、三四九）

○財務省が関係行政機関に属する行政機関として所管する法令に基づく手続等及び財務省が他の行政機関と共同で所管する公益法人の設立又は監督に関する手続等のうち、関係行政機関が所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則を適用する範囲を定める件の一部を改正する件
(同三五〇)

○生物由来原料基準の一部を改正する件
(厚生労働三一〇)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟並びに厚生労働大臣が定める病院及び調整係数の一部を改正する件
(同三一一)

○厚生労働大臣が指定する病院の病棟における療養に要する費用の額の算定方法第一項第六号の規定に基づき厚生労働大臣が別に定める者の一部を改正する件
(同三一二)

○厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準の一部を改正する件
(同三一三)

○薬事法第十四条第一項の規定に基づき製造販売の承認を要しないものとして厚生労働大臣の指定する医薬品等の一部を改正する件
(同三一四)

○薬事法施行令第二十条第一項第六号及び第七号並びに薬事法施行規則第十九条第六号及び第七号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品の一部を改正する件
(同三一五)

○日本薬局方の一部を改正する件
(同三一六)

○薬事法施行令第八十条第二項第七号ハの規定に基づき特別の注意を要するものとして厚生労働大臣の指定する高度管理医療機器の一部を改正する件(同三一七)

○医療機器及び体外診断用医薬品の製造管理及び品質管理の基準に関する省令第四条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医療機器の一部を改正する件(同三一九)

○使用薬剤の基価(薬価基準)の一部を改正する件(同三一〇)

○療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等の一部を改正する件(同三一一)

○特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件(同三一一)

○漁港の指定等の一部を改正する件(農林水産一六九)

○独立行政法人農業者年金基金法施行令第九条第一項第一号の農林水産大臣が指定する有価証券を指定する件の一部を改正する件(同一七〇)

○商品取引所法施行令第十四条第五号の規定に基づき、主務大臣が指定する者を指定する件(農林水産・経済産業一)

